

(参考)

- 本件行政処分を受けた当基金の会員である証券会社 6 社は、金融商品取引法第 79 条の 53 各号に規定される、当基金へ通知しなければならない金融商品取引業者に該当しておりません。

- アーツ証券株式会社の関連販売証券会社であった上記 6 社が取扱っていた診療報酬債権流動化等債券（いわゆる「レセプト債」(Medical Relations、Medical Trend、Opti-Medex) につきましては、既に、オプティファクターなど発行会社の破産管財人の下で破産債権として取り扱われております。したがって、お客様ごとに、平成 28 年 2 月 29 日(月)迄の債権届出期間において債権届出の手続を進め、同 4 月 20 日(水)に開催が予定されております債権者集会を経て、残余財産を確定した後、お客様の持分に応じ、配当が行われると理解しております。

- 本件行政処分及び、これに関連する事案のお問い合わせやご質問等については、ご回答いたしかねます。
何卒ご理解のほど宜しくお願い申し上げます。

以 上